

分かる！給与明細の見方

給与明細とは？

- 給与明細は、1か月間の労働に対する対価と、その計算根拠が記された重要な書類です。
内容を正確に理解することは、適切な家計管理や将来の生活設計を行ううえで基本となります。
- 所得税法により、会社は従業員に交付することが義務付けられています。
※環境への配慮や業務効率化のため、紙ではなくPDFファイルやWebサイト上で給与明細を交付する「電子交付」を行う会社も増えています。

3つのブロックでできている

給与明細は「①勤怠」「②支給」「③控除」の3つのブロックで構成されています。
この3つの流れを理解することが最初のステップです。



ブロック	内容	ポイント
① 勤怠	出勤日数や残業時間など、 「どれだけ働いたか」を示す情報	給与計算の基礎となる、最も重要な部分です。 間違いがないか確認しましょう
② 支給	基本給や各種手当など、 「会社から支払われるお金」	基本手当や各種手当の合計が「総支給額」で、 いわゆる「額面（がくめん）給与」です
③ 控除	税金や社会保険料など、 「支給額から差し引かれるお金」	法律で定められた義務として支払うお金です

「額面」と「手取り」の違い

- ✔ 総支給額（額面） ▶ 基本給や手当をすべて合計した金額。
- 控除合計額 ▶ 法律に基づき天引きされる社会保険料や税金の合計。
- 差引支給額（手取り） ▶ 実際に銀行口座に振り込まれる金額。一般的に、額面の75%～85%ほどになります。

控除の中身とチェックポイント

「控除」の内訳を知ろう！なぜ給料から天引きされるの？

控除項目は、私たちの生活を守るための「**保険**」と、社会を支える「**税金**」の2種類に大別されます。

社会保険料

項目	内容	ポイント
健康保険料	病気やケガをした時の医療費負担を軽くするため	会社と自分で半分ずつ負担しています
厚生年金保険料	将来受け取る公的年金（老齢年金など）のため	こちらも会社と半分ずつ負担しています
雇用保険料	失業した時や、育児・介護で休業する時のため	事業の種類によって保険料率も変わります
介護保険料	40歳以上が対象。介護サービスを受ける時のため	40歳になると新たに天引きが始まります

税金

項目	内容	ポイント
所得税	その年の個人の所得に対してかかる国税	毎月概算で天引きし、年末調整で過不足を精算します
住民税	住んでいる都道府県・市区町村に納める地方税	前年の所得を元に計算されます。新入社員は2年目の6月から天引きが始まります

給与明細のチェックポイントと保管



毎月ここだけは確認しよう！

- ☐ 勤怠情報：出勤日数や残業時間は正しいですか？
- ☐ 各種手当：支給されるべき手当（通勤手当、住宅手当など）に漏れはありませんか？
- ☐ 控除額の変動：住民税（6月）や社会保険料（9月）の改定、40歳到達（介護保険料）などで控除額は変動します。

給与明細の保管も忘れずに！

住宅ローンの審査や、雇用保険の給付金申請などで過去の収入証明として必要になることがあります。
最低でも2年間、できれば5年間は保管しておく心安心です。

※「万が一、誤りを発見した際はすぐに
給与計算の担当部署にご連絡ください。